調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例

本資料は、調査課所管法人における法人税申告書の申告内容の誤りが多い事例について、 集計し、誤りが多い順番にその状況を取りまとめたものです。

これらの誤りについては、国税庁ホームページに掲載されている「申告書確認表」をご活用いただくことにより、未然に防止することが可能となっております。

申告書の自主点検の際には、本資料の事例をご参照いただくとともに、「申告書確認表」をご活用ください。

- (注) 1 令和3事務年度に実地調査以外で把握した誤り(連結法人及び外国法人に係るものを除く。)を集計しています。
 - 2 上記集計対象法人数は約350法人であり、そのうち約6割の法人において、以下①から⑩までのいずれかに関する誤りが確認されています。
 - 3 下線部には、関係する申告書別表形式の「申告書確認表」が参照できるように、国税庁ホームページへのリンクを設定しています。

① 外国税額の控除等に関する誤り(別表六(二)等)

- ・ 別表六(二)の「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額」欄の金額が、 税引後の金額になっていなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.29 参照
- ・ 外国法人税に該当しない税を記載していた。 ⇒ 申告書確認表のNo.32 参照
- ・ 別表六(四)の8欄(納付外国法人税額の税率)が、租税条約の限度税率を超えていた。
- ⇒ 申告書確認表のNo.35 参照

② 法人税額及び地方法人税額の計算に関する誤り(別表一・同次葉)

- ・ 別表一の「中間申告分の法人税額」欄及び「中間申告分の地方法人税額」欄に、中間申告分の税額を正しく記載していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.6 参照
- ・ 当事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等であるにも かかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していた。
- ⇒ 申告書確認表のNo.8参照
- ・ 地方法人税額の計算につき、別表一次葉の「地方法人税額の計算」欄により計算していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.7参照

③ 所得金額の計算・利益積立金額等の計算に関する誤り(別表四・別表五(一))

- ・ 貸借対照表の任意引当金等の金額が、別表五(一)の④欄(差引翌期首現在利益積立金額) の金額と一致していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.17 参照
- ・ 前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券等の評価損の額について、当事業年度に 売却等の減算事由が生じたものを減算していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.16 参照

・ 別表四の1③欄の配当の額が、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と 一致していなかった。 ⇒ <u>申告書確認表の№14 参照</u>

④ 受取配当等の益金不算入に関する誤り(別表八(一)・同付表一)

- ・ 「非支配目的株式等の受取配当等の額」欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の 額に該当しないものを含めていた。 ⇒ 申告書確認表のNo.53 参照
- ・ 「その他株式等の受取配当等の額」欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当 しないものを含めていた。 ⇒ 申告書確認表のNo.52 参照

⑤ 租税公課の納付状況等に関する誤り(別表五(二))

- ・ 別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.21参照
- ・ 別表五(二)の 41 欄 (期末納税充当金)の金額が、貸借対照表等の記載額と一致していなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.23 参照

⑥ 役員給与等に関する誤り(役員給与等の内訳書)

- ・ 役員に対する給与の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連 動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していなかった。
 - ⇒ 申告書確認表のNo.89 参照

⑦ 減価償却資産の償却額の計算に関する誤り (別表十六(一)等)

・ 中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、中小企業者等に該当しないと適用できない特別償却を適用していた。 ⇒ 申告書確認表の№.75 参照

⑧ 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する誤り(別表三(一))

- ・ 別表三(一)の11欄(当期末配当等の額)に、当事業年度中に基準日があり、当事業年度 終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していなかった。
 - ⇒ 申告書確認表のNo.13 参照

⑨ その他の法人税額の特別控除に関する誤り(別表六(十)等)

・ 中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、中小企業者等に該当しないと適 用できない法人税額の特別控除制度を適用していた。 ⇒ 申告書確認表のNo.45 参照

⑩ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する誤り(別表六(九)等)

・ 「試験研究費の額」欄の金額が、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていなかった。 ⇒ 申告書確認表のNo.39 参照

「申告書確認表」の国税庁ホームページ掲載場所

ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる/ 大規模法人 の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報 / 「申告書の自主点検と 税務上の自主監査」に関する情報 (調査課所管法人の皆様へ)

